

## 第12回名立区地域協議会 次第

日時：令和4年3月14日（月） 午後6時30分から  
場所：名立区総合事務所 2階 第2会議室

### 1 開 会

### 2 報告事項

(1)消防団の再編について

…資料 No. 1-1、1-2、1-3

### 3 協議事項

(1)令和4年度地域活動支援事業名立区募集要項について

…資料 No. 2

(2)自主的審議事項「ろばた館の存続に向けて」

…資料 No. 3

### 4 その他事項

令和4年度第1回地域協議会の開催予定

・令和4年 月 日（ ）午後 時 分から

### 5 閉 会

## 上越市消防団名立方面隊名立北分団の体制の見直しについて

### 1 経緯

上越市消防団では、少子化や人口減少、生活様式の多様化などにより、団員数が減少し、地域消防力の低下が危惧されていることから、消防団員が主体となって10年後を見据えた消防団の再編を検討してきました。

令和元年6月28日開催の町内会長会議では、消防団が抱える課題や現状の分析結果、団組織体制の見直し、消防団員の確保などについて説明を行い、令和2年11月には名立区内の町内会、自治会を対象にアンケートを実施しました。令和3年度は、町内会長・自治会長に再編について理解と協力を求める文書を、5月19日付けで送付しました。また、名立北分団の具体的な今後の体制について、名立方面隊での方針を固め、実働する消防部や地域への説明と協力の依頼を行ってきました。

### 2 今後の名立北分団の体制

#### (1) 現在の体制

- ・第1部～第3部、機動部の4部体制
- ・名立北分団長、副分団長、統括部長が幹部となって分団の統括を行い、各消防部の部長、班長が部を運営している。

#### (2) 管轄区域（上越市消防団規則から）

- ・第1部：新町、仲町、川端、新井町、横町山、横町川、横町上、旭団地
  - ・第2部：小泊第1～第7
  - ・第3部：坪山、赤野俣、岩屋堂
- ※機動部は管轄区域のない消防部

#### (3) 見直し後の体制（令和6年度～）

項目	見直し前	見直し後
消防部の数	4部体制	1部体制（2班）
車両台数	4台（自動車ポンプ1台、積載車3台）	2台（積載車2台）

【別紙資料参照】上越市消防団適正配置検討委員会による再編案に基づく見直し

#### (4) 年次計画

- ・令和4年4月1日～ 第2部と機動部が統合 → 第2部
  - ・令和5年4月1日～ 第2部と第3部が統合 → 第2部
  - ・令和6年4月1日～ 第1部と第2部が統合 → 第1部
- ※令和5年度までは管轄区域をそのまま引き継いで統合し、令和6年度から新たな団員構成・管轄区域での活動となる。

### 3 名立南分団の体制の見直し

名立南分団は、令和10年度からの新体制（2部体制）に向け、今後検討を進めていきます。

# 消防団が検討した再編案一覧 (R1. 5. 20)

分団名	活動拠点	消防部名	団員数 (H30. 4. 2)		班名
			各部の団員数	計	
第一分団	○	第一分団	25	25	
第二分団	○	第二分団	20	20	
第三分団	○	第三分団	26	26	
第四分団	○	第四分団	26	26	
新道	○	稲田	19	19	
	○	富岡	18	33	
	○	上島	15		
	○	鴨島	15	29	
金谷	○	子安	14		
	○	小滝	11		
	○	下馬場	12	53	
	○	灰塚	15		
	○	上中田	15		
	○	大貫	13	18	
諏訪	○	中ノ俣	5		
	○	飯	19	45	
	○	滝寺	15		
	○	下正善寺	11		
諏訪	○	米岡	15	27	
	○	鶴町	12		
	○	高森	8	18	
和田	○	上真砂	10		
	○	島田	14	31	
	○	下箱井	17		
	○	寺町	17	48	
津有	○	石沢	15		
	○	木島	16		
	○	大和	20	20	
	○	戸野目四ヶ所	20		
	○	四辻町	15		
	○	野田長面	12	77	
	○	北津	15		
	○	池部吉岡(一部)	15		
	○	池部吉岡(一部)	15		
	○	新保五ヶ字	16		
春日	○	新町	13	74	
	○	富川五ヶ字	15		
	○	野尻稲	15		
	○	土橋	14	24	
	○	藤新田	10		
三郷	○	春日山町	17	17	
	○	春日	14	32	
	○	大豆	18		
	○	岩木	19	19	
	○	新光町	18	18	
	○	木田	27	27	
高士	○	西松野木	15		
	○	長者原	15	58	
	○	今池	15		
	○	辰尾稲塚	13		
直江津	○	稲谷上曾根下曾根	17	51	
	○	高和町鶴元屋敷	19		
	○	高津東京田	15		
	○	飯田妙油	24	55	
有田	○	森十北方	17		
	○	南方大口	14		
	○	市之町	11	23	
	○	港町	12		
	○	中央	10	25	
八千浦	○	歌南	15		
	○	五智	23	23	
	○	春日新田	21		
	○	佐内	6	38	
保倉	○	福田	11		
	○	三ツ橋	10	29	
	○	小猿屋	19		
	○	安江	14	24	
	○	下門前	10		
	○	黒井	18	55	
北諏訪	○	下荒浜	22		
	○	遊光寺浜	15		
	○	夷浜	22	41	
	○	西ヶ窪浜	19		
谷浜・桑取	○	駒林	19		
	○	小泉	23	61	
	○	上名柄	19		
	○	青野	17		
	○	上吉野	21	53	
	○	五貫野	15		
谷浜・桑取	○	横曾根	18		
	○	上千原	24	58	
	○	東中島	18		
	○	長浜	18		
	○	有間川	27	65	
谷浜・桑取	○	高住	20		
	○	西横山	9		
	○	土口	7	21	
○	大湖	5			

分団名	活動拠点	消防部名	団員数 (H30. 4. 2)		班名
			各部の団員数	計	
安塚	○	安塚	43	69	
小黒	○	松崎	11		
	○	中川	15		
	○	和田	31	48	
菱里	○	小黒	17		
	○	豊坂	19		
	○	萩野	11	53	
	○	須川	12		
浦川原東	○	船倉	11		
	○	有島	27	27	
	○	月影	18	18	
	○	虫川	18		
	○	中猪子田	16	45	
浦川原西	○	小谷島	11		
	○	顕聖寺	30	55	
	○	横川	25		
	○	長走	22		
大島第一	○	山印内	16	71	
	○	飯室	18		
	○	山本	15		
	○	第一	29		
	○	第二	18	103	
大島第二	○	第三	19		
	○	第四	22		
	○	第五	15	57	
牧南	○	第一	18		
	○	第二	19		
	○	第三	20		
	○	柳島	19	39	
牧北	○	高尾	9		
	○	桜滝(一部)	11		
	○	桜滝(一部)	11	35	
	○	宇津俣	13		
柿崎	○	上牧	11		
	○	落田	9	33	
	○	山口	12		
川西	○	小川	12		
	○	切光	14	24	
	○	大月	10		
	○	柿崎第一	18		
下黒川	○	柿崎第二	9	39	
	○	七ヶ	12		
	○	直海浜	16	35	
米山	○	馬正面	19		
	○	三ツ屋浜	17		
	○	上下浜	18	35	
	○	下小野	14		
東大湯	○	高寺	15	29	
	○	百木	14		
	○	巴・下条	10	37	
	○	上直海	13		
西大湯	○	黒川第一	15		
	○	黒川第二	13	39	
	○	上中山	11		
	○	彌の浜	39		
南大湯	○	四ツ屋浜	20	91	
	○	洞町	32		
	○	土底浜	33		
	○	小船津	38	111	
頭城第一	○	新堀	40		
	○	西	19	35	
	○	東	16		
頭城第二	○	第一	24		
	○	第二	26	75	
	○	第三	25		
	○	第四	35		
頭城第三	○	第五	35	103	
	○	第六	33		
	○	第七	41	58	
源東田中	○	第八	17		
	○	源	17	43	
尾神	○	東田中	26		
	○	第一	23	23	
中央	○	第二	27	27	
	○	東	18	44	
旭	○	西	26		
	○	北	28	51	
		南	23		

分団名	活動拠点	消防部名	団員数 (H30. 4. 2)		班名
			各部の団員数	計	
中郷第一	○	南部	37	37	稲荷山
	○	市屋	13		福崎
	○	松崎	13	37	江口
	○	二本木	11		片貝
中郷第二	○	江端	15		
	○	金山	11	36	
	○	三旗	10		
	○	三ツ坂	13		
	○	藤沢	14	36	
板倉第一	○	板橋	9		岡沢第一
	○	西部	34	34	岡沢第二
	○	針第一	31		福田
	○	針第二	29	60	針
板倉第二	○	山部第一	15		関根
	○	山部第二	31	46	横町
	○	寺野	20	20	吉増
	○	豊原第一	33		南中島
清里第一	○	豊原第二	25	58	熊川
	○	宮島第一	20		山部
	○	宮島第二	17	37	山越
	○	筒方	17	17	米増
清里第二	○	岡野町上稲塚	12		中之宮
	○	荒牧	13		釜塚
	○	菅原	4		立
	○	上深澤	9		下・西久野
	○	上田島	9		上久々野
	○	平成弥生	22		猿伏養寺
	○	馬屋	13		高野
	○	塩曾根	7		上長嶺
	○	今曾根	14		戸狩
	○	南田中	7	60	田井
里公	○	武士	10		稲増
	○	みらい	9		田屋
	○	柳池第一	17		下沢田
	○	柳池第二	13	44	宮島
上杉	○	柳池第三	14		別所
	○	第一	16		曾根田
	○	第四	23	39	国川
	○	第二	20		下箇方
美守	○	第三	12	32	上関田
	○	第一	17		達野
	○	第二	10	55	
	○	第三	9		
名立北	○	第四	19		
	○	第一	15		
	○	第二	18	33	
	○	第三	17		
名立南	○	第四	15	32	
	○	機動部	18		
	○	第一	18		
	○	第二	12	64	
	○	第三	16		
	○	第一	13		
	○	第二	20	47	
	○	第三	14		
	○	第四	18		
	○	第五	13	63	
	○	第六	8		
	○	第七	24		

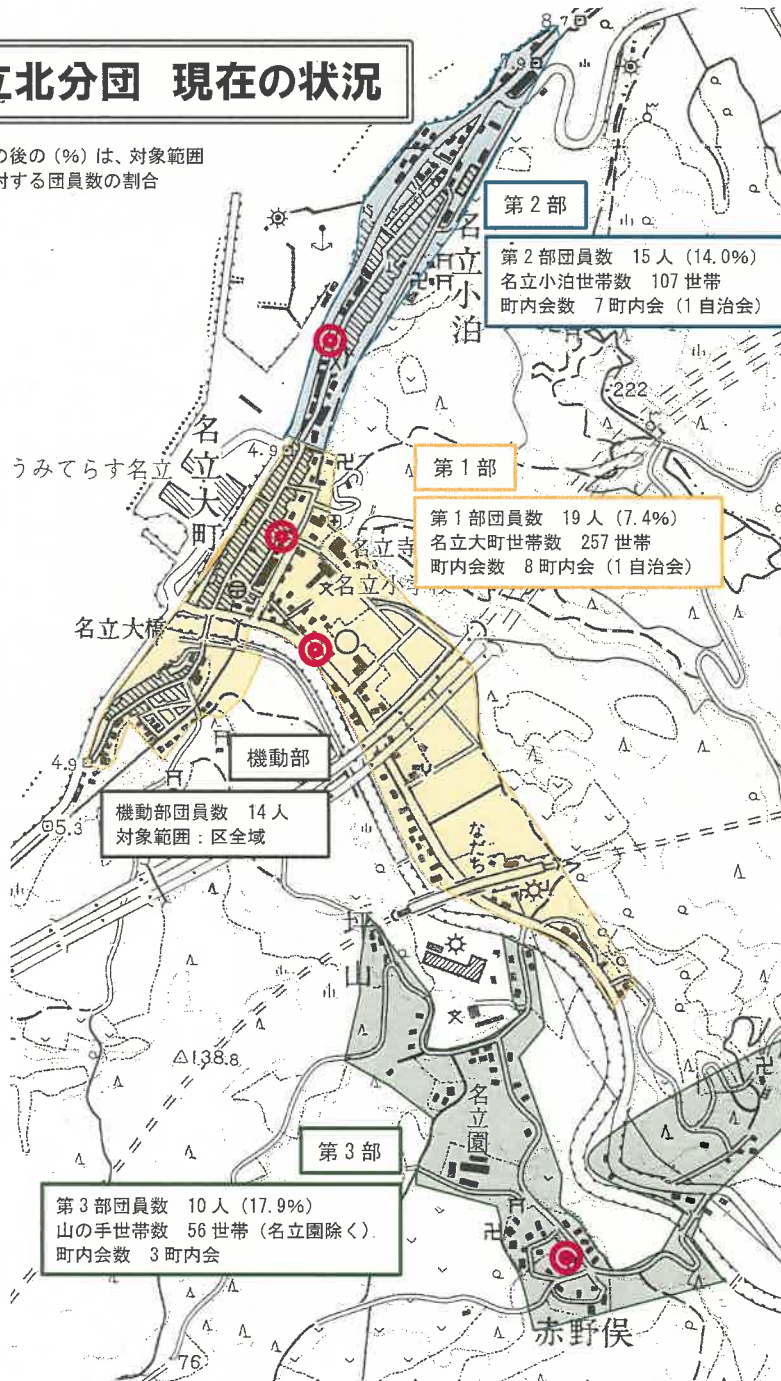
【凡例】  
 ○：将来活動拠点とする消防器具置場  
 □：設置場所を検討中

	現在	→	再編後	再編の内容
方面隊	14	→	14	変更なし
分団	53	→	52	▲1分団(谷浜分団と桑取分団の統合を希望)
消防部	222	→	92	▲130消防部



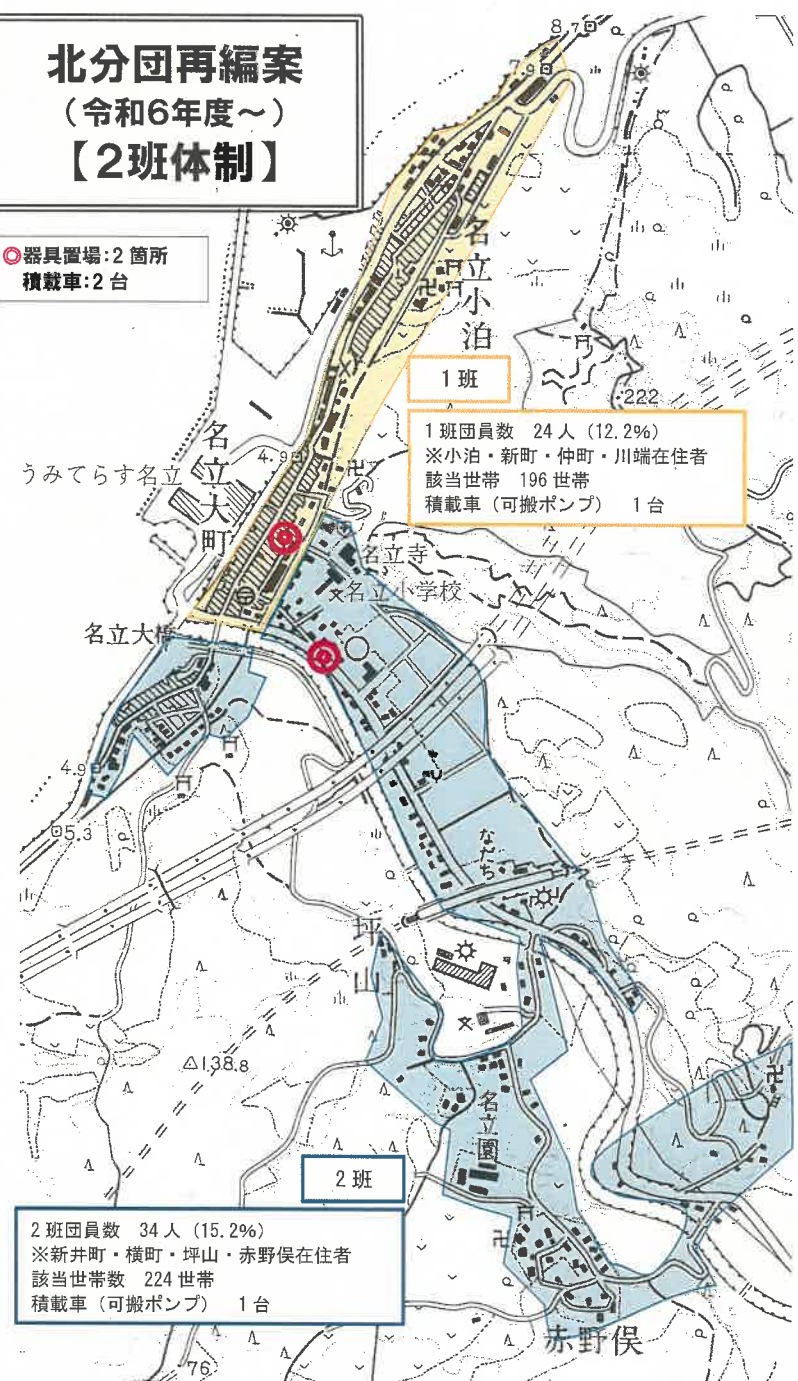
# 名立北分団 現在の状況

※団員数の後の(%)は、対象範囲  
世帯に対する団員数の割合



# 北分団再編案 (令和6年度～) 【2班体制】

●器具置場:2箇所  
積載車:2台



## [上越市地域活動支援事業 令和4年度実施分 募集要項]

# ～名立区が目指す将来像～ 「だれもがいつまでも住みよいまちづくり」 の実現に向けて取り組む事業の提案を募集します!!

- ★ 市では身近な地域自治を推進するため、地域活動支援事業を実施しています。
- ★ 地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動に対して支援を行います。
- ★ また、この地域活動支援事業は、補助金の使い道を市民の皆さんに考えていただき、活動することを通して、市民の皆さんが自治や地域づくりを考えていただく機会でもあります。
- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ★ 令和4年度に実施する事業の提案を、以下のとおり募集します。奮ってご応募ください。

★ なお、本事業は、令和4年市議会3月定例会での新年度予算の成立を前提としたものであり、内容について変更となる場合があります。

まずはお気軽にご相談ください!



## ■募集期間

**令和4年4月1日(金)から5月6日(金)まで(必着)**

※令和4年度は追加募集を行いませんので、必ず期間内に提出してください。

## ■対象事業

～事業の内容～

- ・団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等又は営利法人を除きます。）

生活環境の向上や景観づくり、文化やスポーツの振興、安全安心な地域づくり、健康や福祉の向上など「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。

※ ただし、次のような事業は対象とはなりません。

- ・物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ・政治活動・宗教活動を目的とする事業
- ・公序良俗に反する事業
- ・国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ・市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業（事業計画の策定や推進のための会議など）
- ・行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業



## ■支援内容

- ・ 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

### 《ポイント》

- ・ 事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
  - ① 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
  - ② **提案**団体の運営（人件費、事務所の家賃等）に要する経費
  - ③ **提案**団体の**構成員**が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
  - ④ 会議に**参加した人**のお茶代・菓子代・**弁当代**
  - ⑤ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため、対象外とします。）
  - ⑥ その他、対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- ・ 令和**4**年度末（令和**5**年3月31日）までに事業を完了（経費の支払いを含む。）するとともに、名立区総合事務所に実績報告書を提出してください。

## ■補助金額、補助率及び補助金の交付

### 《 名立区の予算（配分額）520万円 》

- ・ 名立区では、助成を受けることができる補助金は、1事業につき下限を5万円、上限を100万円とします。ただし、同一団体が複数の事業を申請する場合は、補助金額の合計が100万円を超えることはできません。
- ・ 補助率は原則的に補助対象事業費の100%とします。
- ・ 補助金の支払いは、事業が完了し実績報告書を検収した後となりますが、必要に応じて概算払い請求を行うことができます。

- ・ 補助金の額は1,000円単位（1,000円未満の端数は切り捨て）とします。
- ・ 提案された事業の審査の結果、採択となった場合でも、提案された事業内容に条件を付けたり、補助金を減額する場合があります。

## ■応募方法

- ・ 所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面など）と合わせ、名立区総合事務所に郵送（消印有効）又は持参等（原本以外メール可）してください。

### 《ポイント》

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため、郵送、メール等での提出にご協力ください。
- ・ **応募**する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください。
- ・ 補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、名立区総合事務所へ事前にご相談ください。
- ・ 自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（採択後は、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。）
- ・ 応募に必要な様式及びQ&Aは、各総合事務所やまちづくりセンターで配布します。また、市のホームページ（<http://www.city.joetsu.niigata.jp> 「地域活動支援事業」で検索）から様式の電子データをダウンロードすることができます。

## ■提案事業の審査

- ・ 提案された事業は、名立区地域協議会が審査を行います。
- ・ 審査方法は、書類審査のほか、必要に応じて提案者の説明（プレゼンテーション）及び質疑応答を行います。
- ・ 事業提案を受け付ける段階で、「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認します。地域協議会では、以下の審査項目と視点により共通審査と名立区独自の審査を行います。
- ・ 名立区における採択方針と審査の項目は次のとおりです。

### (1) 名立区の採択方針

名立区の地域特性・地域資源である豊かな自然の恵み（不動山～名立川～日本海のラインを縦軸とし、その周辺に広がる豊かな自然）をいかし、名立区が目指す将来像である「だれもがいつまでも住みよいまちづくり」に向けて、地域住民が自主的、主体的に取り組む事業を採択する。

#### <地域特性・地域資源の視点>

「地域特性・地域資源」とは、自然環境にとどまらず、歴史文化、教育、産業、交通など、名立区の有する地域の特徴や魅力全体を指すものであり、そうしたものをいかす事業として、下記の事業区分にあるような取組みが挙げられる。

事業区分
1.地域特性、地域資源をいかしたまちづくり事業
2.景観形成、生活環境の向上事業
3.安全安心な地域づくり事業
4.健康・福祉の充実事業
5.教育・文化・スポーツ活動の振興事業
6.自然環境保全事業
7.地域特性、地域資源をいかした観光振興事業
8.地域間等との交流事業
9.その他、名立区の活性化につながる事業

### (2) 審査の項目

#### <<共通審査の項目と視点>>

審査項目	審査の視点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。</li> <li>・ 補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。</li> <li>・ 全市的な方向性と合致しているか。</li> <li>・ 提案者以外の市民や団体等に不利益を与えるものではないか。</li> </ul>
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。</li> <li>・ 地域の実情や住民要望に対応したものか。</li> <li>・ 緊急性の高い提案事業であるか。</li> <li>・ ほかに方法で代替できないものであるか。</li> <li>・ 補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。</li> </ul>
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。</li> <li>・ 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。</li> <li>・ 資金調達の規模や時期に無理はないか。</li> </ul>

④参加性	・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤発展性	・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・事業の終了後における自立性や発展性、継続性は期待できるか。 ・提案団体に、信頼性や将来性はあるか。

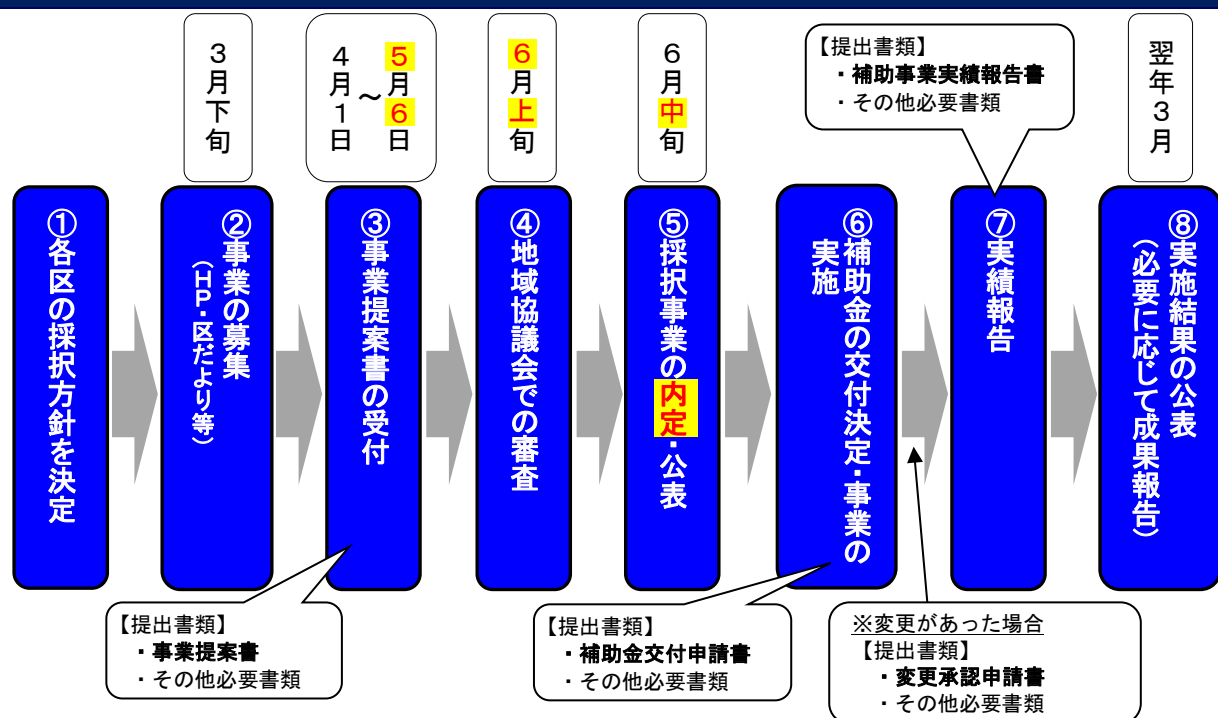
### 《名立区独自の審査基準の項目と視点》

審査項目	審査の視点
①地域課題	・地域の課題についての認識はあるか。
②地域特性・地域資源の視点	・地域特性・地域資源が何か的確にとらえているか。
③地域特性・地域資源の活用方法	・地域特性・地域資源を有効に活用しているか。
④事業効果	・この事業で何を期待するか。 ・地域課題の解消につながるものか。
⑤名立区の将来像	・将来像とのつながりや整合性があるか。

### ■事業の紹介・公表

- ・提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- ・また、実施した事業について、事例集の作成や、成果を報告していただく場合がありますので、応募される場合は、あらかじめご了承ください。

### ■フロー図（事業実施の流れ）



名立区の事業はこちらまでご相談・ご応募ください！

地域自治区	事務所	所在地(電話番号等)
名立区	名立区総合事務所 総務・地域振興グループ	名立区名立大町 365-1 TEL 025-537-2121 内線 223 FAX 025-537-2973

ご応募をお考えの方は、まずはお気軽に名立区総合事務所までご相談・ご連絡ください！！



# 名立区では、過去にこのような事業が採択されています

これまでに、名立区の採択方針である地域特性・地域資源をいかした大小さまざまな事業が実施され、地域の活動や活動団体の活性化に大きく貢献してきました。

事業の区分	事業の例
<p>1.地域特性、地域資源をいかしたまちづくり事業</p>	<p>地域の特徴や魅力をいかした取組、地域資源をいかしたまちづくり活動など</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>バス待合所を、子どもから大人までが手掛けたアートパーツで装飾</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>名立駅の利用促進や地域活性化に向けたまちづくり団体の活動</p> </div> </div>
<p>2.景観形成、生活環境の向上事業</p>	<p>町内の環境美化活動や景観整備の実施、地域内の啓発活動の実施 など</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>交流人口の促進を目的に、遊休地を利用したひまわり畑を整備</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>環境整備と住民の交流を図るため、町内会の空き地を緑化</p> </div> </div>
<p>3.安全安心な地域づくり事業</p>	<p>自主防災組織や町内会などが行う安全安心なまちづくりのための活動への支援 など</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>安否確認の手段として避難完了旗を各世帯に配布</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>町内パトロール用の備品や啓発看板・防犯ステッカーなどを作成</p> </div> </div>
<p>4.健康・福祉の充実事業</p>	<p>地域内の健康・福祉の充実のための取組活動やイベントの実施 など</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>区内各地区でいきいきサロンを実施</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>高齢者も手軽に楽しめるスカットボールを通じた健康維持と交流促進活動</p> </div> </div>

事業の区分	事業の例
<p>5.教育・文化・スポーツ活動の振興事業</p>	<p>地域文化の伝承や活性化のための活動や、講座・発表会等の開催、地域内のスポーツの振興に取り組む活動 など</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>地域文化の伝承などのための講座や発表会などでの演奏</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>家族と一緒にスポーツを楽しんでもらうためフットサル教室を開催</p> </div> </div>
<p>6.自然環境保全事業</p>	<p>地域の自然環境の新たな活用方法を探り地域活性化に繋げる活動 など</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>不動の水源地にある森林地帯の新たな活用方法を探るため、現地学習会等を開催</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>観察会の開催により整備の成果と環境資源の魅力をPR</p> </div> </div>
<p>7.地域特性、地域資源をいかした観光振興事業</p>	<p>名所旧跡などを掲載したガイドブックの作成、区内観光スポットの誘客促進に向けた取組 など</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>名所旧跡などを掲載した歴史ガイドブックの作成</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>市指定文化財の周辺整備</p> </div> </div>
<p>8.地域間等との交流事業</p>	<p>地域の自然や特色をいかした交流イベントの実施 など</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>雪を利用した交流イベントの実施</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>町内各戸にイルミネーションを設置し他地域からの交流を図る</p> </div> </div>
<p>9.その他、名立区の活性化につながる事業</p>	

## 意見書（案）

令和4年3月〇日

上越市長 中川 幹太 様

名立区地域協議会  
会長 原田 秀樹

## ろばた館の存続について（意見書）

このことについて、当協議会において下記のとおり意見を取りまとめましたので、提出いたします。

## 記

**1 名立区地域協議会における検討経過****（1）自主的審議事項前の検討**

当協議会においては、平成29（2017）年に、「ろばた館の存続について」を自主的審議事項として協議することも視野に入れ、勉強会形式で検討・協議を始めました。

その後、情報収集や意見交換を経る中で、ろばた館が「地域の生活環境の改善及び活性化を図り、市民の福祉の向上に資するための地域活性化施設」として設置されたことに立ち返るとともに、今後の名立区の地域活性化に向け、ろばた館の運営に対して地域として具体的かつ実効性のある取組を検討しなければならない時期に来ているものと考え、平成30（2018）年3月に自主的審議事項として審議を開始しました。

**（2）住民意向調査の計画**

自主的審議事項の審議に当たり、地域住民の意向を把握するため、平成30（2018）年に区内住民へのアンケート実施を計画しましたが、市担当課との調整が整わず、最終的にアンケートを中止としたこともあり、その後、審議は一時中断となりました。

**（3）市の考え方**

その後も勉強会による情報収集と意見交換を継続してきた中で、市からは令和2（2020）年2月の行政懇談会において、ろばた館を廃止の方向で、また、同年7月の勉強会において、温浴と食堂機能を廃止する方向で検討したいとの報告がありました。さらに、同年9月の地域協議会で「第4次上越市公の施設の適正配置計画」において、ろばた館を「引き続き協議」とする方針が示されたことを受け、自主的審議を再開しました。



## 2 地域住民の意向調査

### (1) 意見交換等

自主的審議事項として審議を再開するにあたり、ろばた館に関係する多くの団体との意見交換や総合事務所による行政懇談会の場を借りての地域住民との意見交換、区民へのアンケート調査による意向の把握や意見聴取を行いました。

### (2) 住民アンケート実施

ろばた館に関するアンケートについては名立区内の年齢構成に応じて無作為抽出した800人に依頼し、約50%にあたる397件の回答がありました。

なお、アンケート結果からはろばた館が地域にとって「温浴施設」「地域の憩いの場、集いの場」として愛着が深いことが伺えるとともに、今後もろばた館の存続を望む回答が多く寄せられました。

## 3 意見の取りまとめ内容

委員や住民の中には市からのろばた館の廃止又は一部機能の廃止理由について一定の理解を示す意見もありましたが、関係団体との意見交換やアンケート結果において、また、委員の中にも施設の存続を望む声が多かったことから、総括的な考察・検討を行った結果、次のとおり意見を取りまとめました。

- (1) 人口減少・少子高齢化が進行する名立区における地域活性化、中山間地振興の中心施設として今後も存続が必要である。
- (2) 温浴施設として存続することで地域住民にとっては憩いや集いの場になるとともに、名立区外からの交流人口増加につながる。
- (3) 地域防災施設（避難所）として新型コロナウイルス等の感染症対策に配慮した一定のスペースを確保できる施設であり、防災備品の保管も可能であることから、地域住民の安全安心な暮らしを維持するために、近隣の公民館上名立分館では代替できない施設である。

以上のことから、ろばた館を現在の機能を維持したまま存続することを求めるものです。

なお、ろばた館の機能維持も含め、存続可能な運用方法を見出すべく、名立のまちづくりの将来像である「名立まちづくり計画」を策定した名立まちづくり協議会とも連携し、地域の活性化、中山間地域振興に向けた施設活用について、当協議会を中心に区内で継続的に協議する場を設けていく考えです。

### <添付資料>

- ・名立区地域協議会での審議経過
- ・ろばた館に関するアンケート 集計結果



## 名立区地域協議会での審議経過

平成 29 年度～令和 3 年度

平成 29 年度	
10 月 30 日(金)	勉強会（第 7 回地域協議会終了後）
12 月 15 日(金)	勉強会（第 9 回地域協議会終了後）
1 月 25 日(木)	勉強会（第 10 回地域協議会終了後）
2 月 21 日(水)	勉強会（第 11 回地域協議会終了後） ※自主的審議事項とすることを決定
3 月 20 日(火)	第 12 回地域協議会「ろばた館の存続に向けて」自主的審議事項
平成 30 年度	
4 月 16 日(火)	第 1 回地域協議会「ろばた館の存続に向けて」自主的審議事項
5 月 14 日(火)	正・副会長等へのアンケート中止に係る経過と今後の対応について説明及び協議（名立区総合事務所 第 3 会議室） ※自治・地域振興課、名立区
5 月 26 日(火)	勉強会（第 2 回地域協議会終了後）
9 月 28 日(金)	勉強会（第 6 回地域協議会終了後） ※行政改革推進課、自治・地域振興課からの説明及び質疑応答
10 月 25 日(木)	勉強会（第 7 回地域協議会終了後）
令和元年度	
8 月 27 日(火)	勉強会（第 5 回地域協議会終了後） ※農村振興課による現状説明及び質疑応答
9 月 4 日(水)	農村振興課による正・副会長への事前説明 （名立区総合事務所 第 3 会議室）
9 月 25 日(水)	勉強会（第 6 回地域協議会終了後） ※農村振興課による現状説明及び質疑応答
10 月 24 日(木)	勉強会（第 7 回地域協議会終了後） ※委員間での意見交換
12 月 26 日(木)	農村振興課と正・副会長との協議 （名立区総合事務所 第 3 会議室）
1 月 27 日(月)	第 11 回地域協議会「ろばた館の存続に向けて」自主的審議事項
令和 2 年度	
7 月 2 日(木)	勉強会（第 3 回地域協議会終了後） ※農村振興課による現状説明及び質疑応答
9 月 17 日(木)	第 5 回地域協議会「ろばた館の存続に向けて」自主的審議事項
10 月 8 日(木)	第 6 回地域協議会「ろばた館の存続に向けて」自主的審議事項
10 月 20 日(火)	第 7 回地域協議会「ろばた館の存続に向けて」自主的審議事項
11 月 26 日(木)	第 8 回地域協議会「ろばた館の存続に向けて」自主的審議事項 ※委員から前回のアンケートが直前になり中止になってしまった。民意を行政に届ける方法を考えてほしいとの意見あり。
12 月 15 日(火)	第 9 回地域協議会「ろばた館の存続に向けて」自主的審議事項 ※委員から以前断念したアンケートについて内容を再検討して実施したらどうかの意見あり。

1月19日(火)	第10回地域協議会「ろばた館の存続に向けて」自主的審議事項 ※会長からアンケート内容について分科会で検討したらどうか提案あり。
2月24日(水)	第11回地域協議会「ろばた館の存続に向けて」自主的審議事項 ※2分科会を開催し、継続審議することに決定
3月3日(水)	第1回第2分科会（関係団体との懇談会で出された意見の整理）
3月4日(木)	第1回第1分科会（ろばた館に関するアンケート内容の検討）
<b>令和3年度</b>	
4月8日(木)	第2回第2分科会（関係団体との懇談会で出された意見の整理）
4月15日(木)	第2回第1分科会（ろばた館に関するアンケート内容の検討）
4月20日(火)	第1回地域協議会「ろばた館の存続に向けて」自主的審議事項 ※各分科会報告（アンケート内容の検討）
5月19日(水)	第3回第1分科会（ろばた館に関するアンケート内容の検討）
6月17日(木)	第1・第2合同分科会（アンケート内容と実施日程の検討）
6月29日(火)	第3回地域協議会「ろばた館の存続に向けて」自主的審議事項 ※アンケート実施(案)についての確認
7月21日(水)	第4回地域協議会「ろばた館の存続に向けて」自主的審議事項 ※アンケートの発送準備について
9月10日(金)	第1・第2合同分科会（アンケート速報値の確認及び今後の進め方の検討）
10月6日(水)	第3回第2分科会（アンケート結果を受けた分科会としての意見まとめ）
10月7日(木)	第4回第1分科会（アンケート結果を受けた分科会としての意見まとめ）
10月19日(火)	第7回地域協議会「ろばた館の存続に向けて」自主的審議事項 ※各分科会報告（分科会での議論結果を報告）
10月19日(火)	第1・第2合同分科会（意見集約の方法の検討）
11月10日(水)	第4回第2分科会（意見集約に向けた分科会の意見まとめ）
11月11日(木)	第5回第1分科会（意見集約に向けた分科会の意見まとめ）
11月22日(月)	第1・第2分科会の意見すり合わせ
11月24日(水)	第8回地域協議会「ろばた館の存続に向けて」自主的審議事項 ※各分科会報告（分科会での議論結果を報告）
11月24日(水)	第1・第2合同分科会（意見書の構成の検討）
12月16日(木)	第9回地域協議会「ろばた館の存続に向けて」自主的審議事項 ※意見書(案)について
12月16日(木)	第1・第2合同分科会（意見書(案)について）
1月26日(水)	第10回地域協議会「ろばた館の存続に向けて」自主的審議事項 ※意見書の構成について
2月22日(火)	第11回地域協議会「ろばた館の存続に向けて」自主的審議事項 ※意見書(案)について
3月14日(月)	第12回地域協議会「ろばた館の存続に向けて」自主的審議事項 ※意見書(案)について

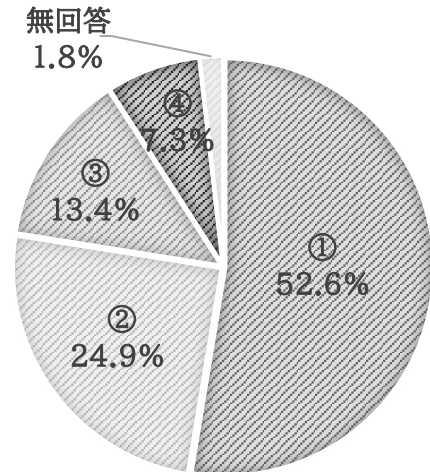
※勉強会、分科会は非公開

## ろばた館に関するアンケート 集計結果

- 実施期間：令和3年7月28日～8月18日
  - 送付数：800通（18歳以上の区内住民から区内の年齢構成に応じて無作為抽出）
  - 回答数：397件
  - 回答数：49.6%
- ※複数回答の設問もあるため、回答数の合計は異なります。

### ○お住まいの地区は

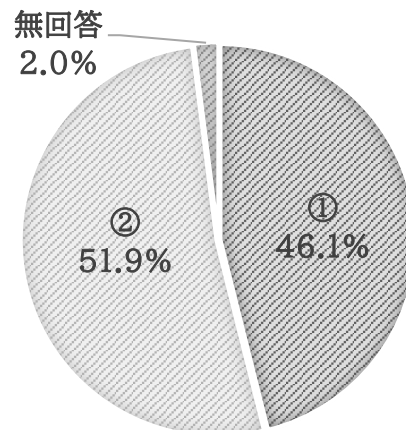
項目	回答数（比率）	地区別回答率
① 北部地区	209（52.6%）	43.2%
② 下名立地区	99（24.9%）	58.9%
③ 上名立地区	53（13.4%）	65.4%
④ 不動地区	29（7.3%）	43.3%
無回答	7（1.8%）	—



名立区内の居住分布を反映した割合になっています。

### ○性別は

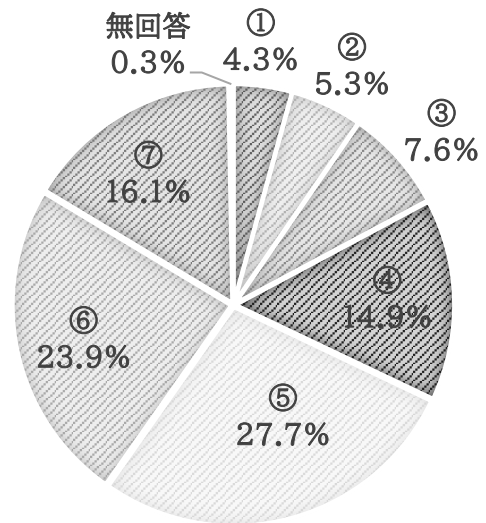
項目	回答数（比率）
① 男性	183（46.1%）
② 女性	206（51.9%）
無回答	8（2.0%）



区内の男女構成比とほぼ同様になっています。

### ○年齢は

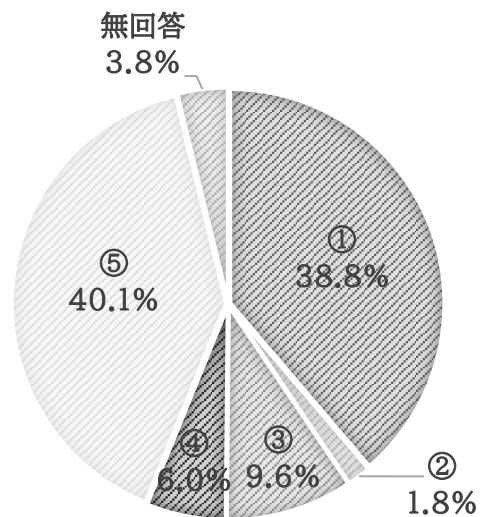
項目	回答数 (比率)
① 18歳～29歳	17 (4.3%)
② 30歳代	21 (5.3%)
③ 40歳代	30 (7.6%)
④ 50歳代	59 (14.9%)
⑤ 60歳代	110 (27.7%)
⑥ 70歳代	95 (23.9%)
⑦ 80歳代	64 (16.1%)
無回答	1 (0.3%)



年齢区分で無作為抽出したため、年齢構成比が高い60代～80代の回答が約7割を占めています。

### ○ご職業は

項目	回答数 (比率)
① 無職	154 (38.8%)
② 学生	7 (1.8%)
③ 漁業・農業	38 (9.6%)
④ 自営業	24 (6.0%)
⑤ 会社員・公務員	159 (40.1%)
無回答	15 (3.8%)

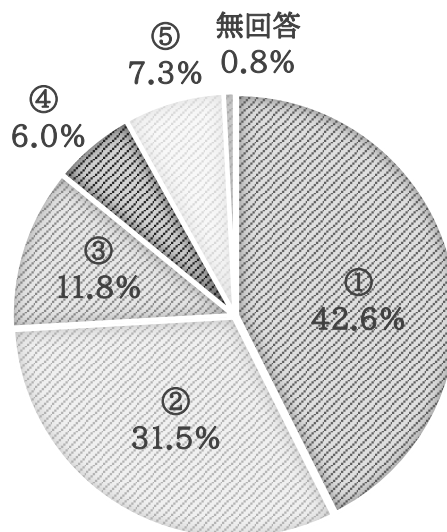


会社員・公務員と無職が多くなっています。



問 1. 何回程度ろばた館を利用しますか（食事のみを含む）

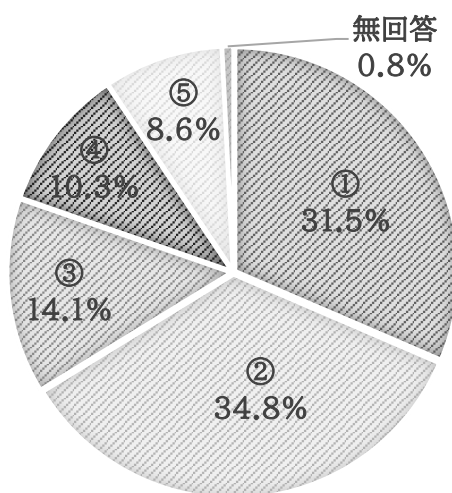
項目	回答数（比率）
① 全く利用しない	169（42.6%）
② 年2～3回程度	125（31.5%）
③ 年5～6回程度	47（11.8%）
④ 月1回程度	24（6.0%）
⑤ それ以上	29（7.3%）
無回答	3（0.8%）



ろばた館を全く利用しない人が約 4 割ですが、区内でも比較的ろばた館から遠い北部地区の回答者が約 5 割であることを考えると相応の結果ではと推察します。また、頻繁（月 1 回以上）に利用する人も 1 割以上いました。

問 2. 何回程度うみてらす名立のゆららを利用しますか（食事のみを含む）

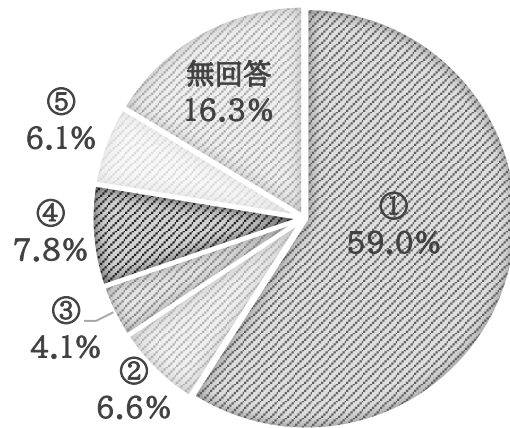
① 全く利用しない	125（31.5%）
② 年2～3回程度	138（34.8%）
③ 年5～6回程度	56（14.1%）
④ 月1回程度	41（10.3%）
⑤ それ以上	34（8.6%）
無回答	3（0.8%）



ろばた館とゆららを比較した設問ですが、全く利用しない人が約 3 割と意外に多くいる一方、頻繁（月 1 回以上）に利用する人も 2 割弱とかなり多くいました。

問 3. ろばた館を利用する場合どの時期が多いですか

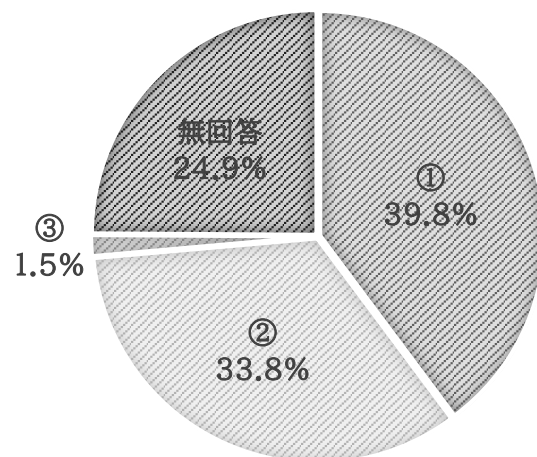
項目	回答数 (比率)
① 特に時期関係ない	242 (59.0%)
② 春	27 (6.6%)
③ 夏	17 (4.1%)
④ 秋	32 (7.8%)
⑤ 冬	25 (6.1%)
無回答	67 (16.3%)



利用する時期については、季節による影響はあまり見られませんでした。

問 4. ろばた館を利用する場合どの日が多いですか

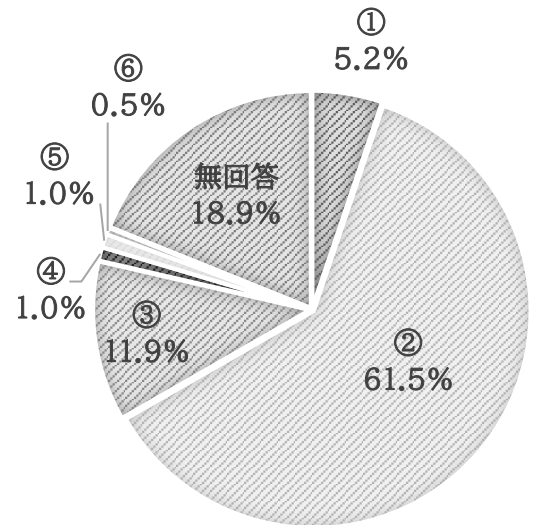
項目	回答数 (比率)
① 平日	161 (39.8%)
② 土曜・日曜	137 (33.8%)
③ 祝日	6 (1.5%)
無回答	101 (24.9%)



曜日による利用の偏りはあまり見られませんでした。

問 5. ろばた館を利用する主な交通手段は

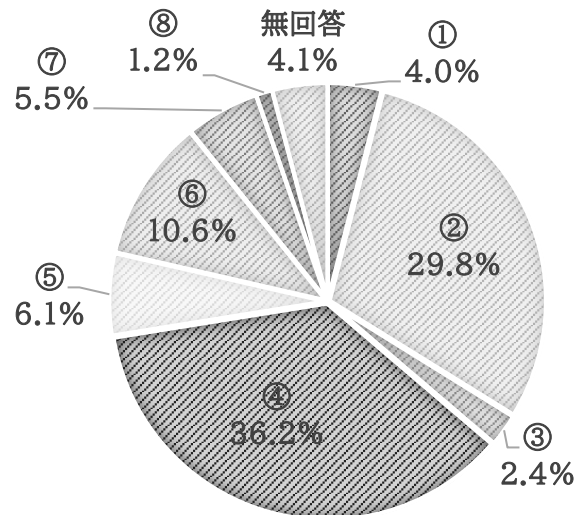
項目	回答数 (比率)
① 市営バス	21 (5.2%)
② 自身所有自家用車	248 (61.5%)
③ 友人知人の自家用車同乗	48 (11.9%)
④ 徒歩	4 (1.0%)
⑤ バイク・自転車・電動セニアカー	4 (1.0%)
⑥ その他	2 (0.5%)
無回答	76 (18.9%)



自家用車の方が一番多く、次に友人知人の乗り合わせとなっていますが、利用促進している市営バス利用は5.2%となっています。

問 6. あなたにとってろばた館とはどのような施設ですか (複数回答可)

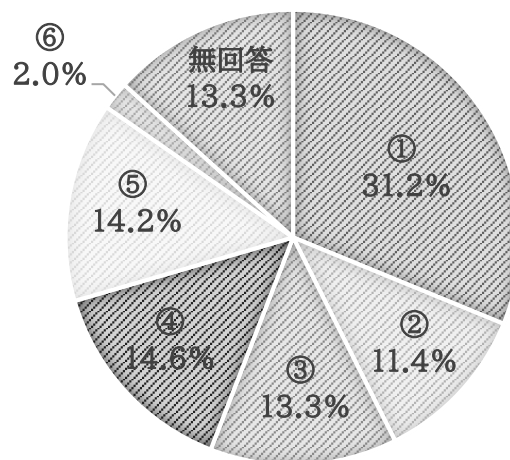
項目	回答数 (比率)
① 避難所	26 (4.0%)
② 地域の憩い、集いの場	195 (29.8%)
③ 都市と農村の交流の場	16 (2.4%)
④ 温浴施設	237 (36.2%)
⑤ 健康福祉の場	40 (6.1%)
⑥ 会議やイベントの場	69 (10.6%)
⑦ よくわからない	36 (5.5%)
⑧ その他	8 (1.2%)
無回答	27 (4.1%)



「温浴施設」としての認識が一番多く、次に「地域の憩い、集いの場」としての認識が多くなっており、その2点の認識で6割を超えています。

問 7. ろばた館を利用する主な理由は（複数回答可）

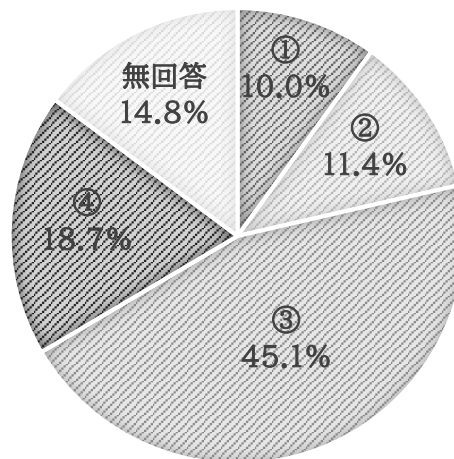
項目	回答数（比率）
① 気軽に利用できるから	218 (31.2%)
② 大広間や会議など施設がいいから	80 (11.4%)
③ 近いから	93 (13.3%)
④ 料金が安いから	102 (14.6%)
⑤ 温浴の泉質がいいから	99 (14.2%)
⑥ その他	14 (2.0%)
無回答	93 (13.3%)



泉質がいい温浴を、安価で気軽に利用できるという、ろばた館ならではの理由が現れています。

問 8. ろばた館の温浴機能について

項目	回答数（比率）
① 温浴機能はなくてもいい	41 (10.0%)
② 料金が上がるならなくてもいい	47 (11.4%)
③ 多少の値上げがあっても温浴機能は必要	186 (45.1%)
④ 絶対に必要	77 (18.7%)
無回答	61 (14.8%)

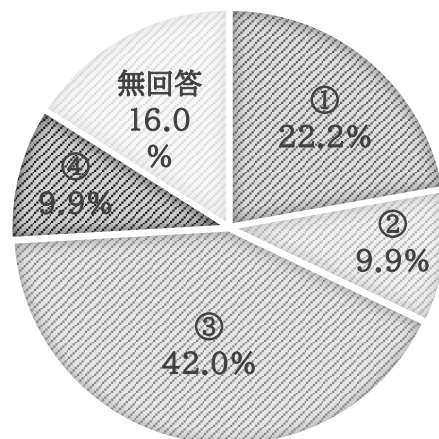


温浴機能について、「絶対に必要」と「値上げがあっても必要」を合わせて6割を超えています。温浴機能を望む声が現れた形となっています。



### 問 9. ろばた館の食堂について

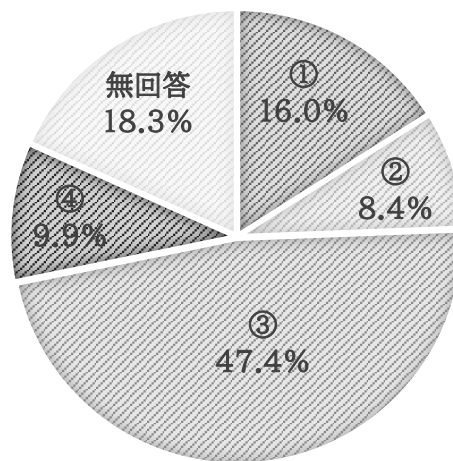
項目	回答数 (比率)
① 食堂はなくてもいい	90 (22.2%)
② 料金が上がるならなくてもいい	40 (9.9%)
③ 多少の値上げがあっても食堂は必要	170 (42.0%)
④ 絶対に必要	40 (9.9%)
無回答	65 (16.0%)



食堂の機能について、「絶対に必要」と「値上げがあっても必要」を合わせて5割を超えています。

### 問 10. ろばた館の貸館機能について

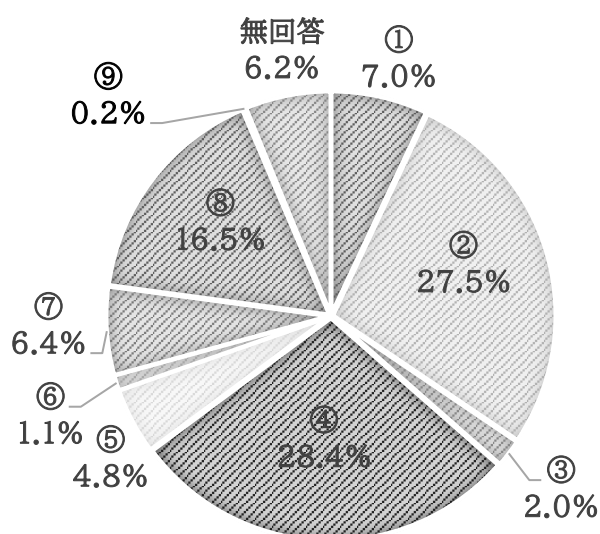
項目	回答数 (比率)
① 貸館機能はなくてもいい	65 (16.0%)
② 料金が上がるならなくてもいい	34 (8.4%)
③ 多少の値上げがあっても貸館機能は必要	192 (47.4%)
④ 絶対に必要	40 (9.9%)
無回答	74 (18.3%)



貸館機能について、「絶対に必要」と「値上げがあっても必要」を合わせて5割を超えています。安価で気軽に利用できるという問7の理由が、貸館機能においても当てはまるものと推察されます。

問 11. ろばた館が廃止となった場合いちばん困ることは

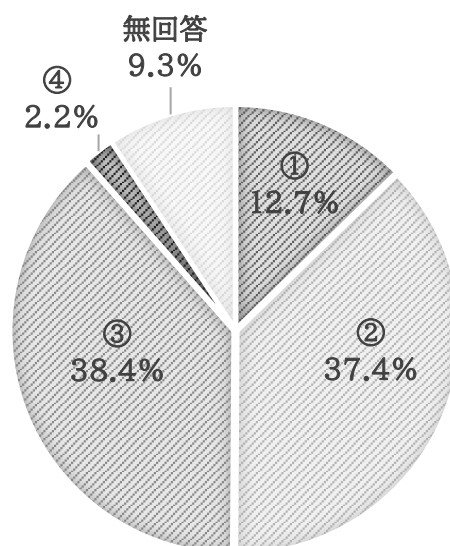
項目	回答数 (比率)
① 避難場所に困る	38 (7.0%)
② 地域の憩い、集いの場に困る	150 (27.5%)
③ 都市と農村の交流の場に困る	11 (2.0%)
④ 入浴や温泉を楽しむ場に困る	155 (28.4%)
⑤ 健康福祉の場に困る	26 (4.8%)
⑥ 食事場所に困る	6 (1.1%)
⑦ 会議やイベントの場に困る	35 (6.4%)
⑧ 特に困ることはない	90 (16.5%)
⑨ その他	1 (0.2%)
無回答	34 (6.2%)



「入浴や温泉を楽しむ場に困る」と「地域の憩い、集いの場に困る」という答えが合わせて5割を超えています。また、何らかの形で困る方が合わせて7割を超えています。本施設が重要な施設と多くの方が認識されていることが推察されます。

問 12. ろばた館の今後についてどう思いますか

項目	回答数 (比率)
① 公費が多く投入されている状況なので廃止する	52 (12.7%)
② 施設の機能を整理・検討し、必要な機能だけで存続する	153 (37.4%)
③ 料金の値上げや地域により運営の負担が増えることになって、行政・地区住民が一体となって継続的に存続の方法を探る	157 (38.4%)
④ その他	9 (2.2%)
無回答	38 (9.3%)



「行政・地区住民が一体となって継続的に存続の方法を探る」が一番多く、次に「必要な機能だけで存続する」が多くなっており、両回答を合わせたろばた館の存続を求める回答が7割超と多くを占めています。

【継続希望】

- ・負担が増えても存続して欲しい
- ・災害時の避難場所として、機能できる状態で存続できれば良いですが。
- ・各種会合（同級会・接待等）でお世話になりました。  
中山間地域に住む人にとって必要な施設なのでなくさない方が良いと思います。多少の値上げはやむをえないと思います。
- ・ろばた館は絶対に必要
- ・南部地域の憩いの場として地域に管理を委託するなど、運営形態を見直したとしても存続できる道を考えてほしい。
- ・地域の交流の場として絶対必要だと思う！
- ・名立区以外の人利用も多くあることから継続的にできるようにしてもらいたい
- ・建設当時から比べれば当区も過疎化が進み、利用減になっている現状は理解しています。今後さらに過疎化していくとは思いますが、地区住民が寄り処としているろばた館を廃止すれば更に過疎化に拍車をかけることとなります。アンケートの依頼文の説明の中に公費投入額のこと記載されていますが、市の中心部に住む人も、過疎の当区に住む人も同じ税金を払っていますよ。公費削減には別の方法もあるんじゃないでしょうか。行政はそこを良く考えていただきたい。『**廃止絶対反対！！**』
- ・地域活性化の為に必要な施設。イベント会場として区外からの人々を呼び込める事業ができると良いと思う
- ・温浴施設があつてのろばた館であり、風呂がなければろばた館の存続意味がない。
- ・今まで通り温浴機能を残した上の継続的な存続の方法を探してほしい。
- ・年何回か友人同志で集まる場所です。ぜひなくさないでほしいです。
- ・公費負担が増えても何とか存続できないものですか？
- ・区外の方も多く利用されており、皆さん楽しく時を過ごされております。損得(赤字黒字)も必要ですが、今の時代安心安全な安らぎの場所も必要ではないでしょうか？  
是非存続できるようよろしくご検討をお願いします。
- ・色々大変な時期でもありますが、集いの場を何とか検討していただきたいと思います。
- ・一年に利用する回数は少なくとも、この施設の設立の目的を果たしていると思われるので、多少の値上げがあっても受益者負担として当然と思うので存続を望みます。北部ばかり集中しがちなのには反対です。
- ・心のより所です。
- ・アンケートの質問と回答、添付資料だけを見ると施設は不要と判断されるかと思いますが、それは、問合せが閉館する前提での Q&A だからではないでしょうか。今更言うまでも無いことですが、肝心なことは『存在の意味と想い』ではないでしょうか。同施設は、近隣の方々や建設当時の名立役場で関わった方々が、現状と将来性を考慮し相当な時間をかけて検討した結果、最適な答えとして建設した施設です。利用者数が少ない事、公費投入されている事、建設以前から承知していた事かと思いますが。地域の公民館やコミュニティセンターなどと一緒に、必要な公費として考えて頂きたい。施設管理費が多額になることはどうにもならない事ですが、業

績改善に向けての取組にはまだ不足があると思います。イベント開催においても参加人数が少なく賑わいに欠けます。 解決策としては、これといったカンフル剤はありませんが、今まで以上に地域住民の協力や町内会長の協力を依頼して地味に協力者を増やして行く事が必要と思います。そして、年間計画をたて毎月イベントを実行していくこと（集客・売上確保）草刈など、環境整備計画をたてボランティアを募る事など（ファンを増やす）多少経費が必要になりますが、地域に依存する事が大切と思います。それには、総合事務所職員の積極的協力が必要不可欠と思います。現状では、一部職員（担当者・地元職員）の方が一生懸命に対応して頂いていますがもっと沢山の方（10～15名）に協力頂き地元の活性化、地域おこしに取組んで頂きたい。そして、何よりも“同施設をこうしたい”と強く想い積極的に実行していく事が必要です。

### 【廃止もやむを得ない、関心がない】

- ・日帰り温浴施設や交流施設等、同じ様な施設の増加や人口減少で利用する人の減少、開設した当時のことを思うと廃止するのは残念であるが、建物の存続は負担が多く難しいと思う。
- ・なくなってしまうのは残念ですが、仕方がないのかなと感じています。
- ・南部地区の方には必要な施設かもしれませんが、年々人口が減少して、利用者も減るばかりなので、多額の公費を使ってまで存続する意義があるのかと疑問に思います。
- ・利用者が少なくなったということは、必要性が減少したことにつながる 無いより有った方がよいが公費の投入が多額で経営が困難であれば廃止も致し方ない。
- ・いつも月1回位で会議で利用させて頂いています。上越からも来られる方がいて、月1回なのですが楽しみに利用させて頂いています。現状は厳しいようですね。  
施設設備の老朽化となれば、多額な修理費もかかることでしょう。廃止となっても仕方ないと思います。(残念ですが…)
- ・区民に負担が及ぶことであれば反対です
- ・利用していないのでわからない

### 【改善の提案】

- ・入館料があってもよいのでは？入浴無しでも多少の金額で。
- ・町内会の総会等年間の中で利用を図る年間利用を取りまとめる。うみてらす等の送迎車を利用して人送を有する。定期的に町内会を軸に現状を周知する。利用会費制募り定期的に会合し現状を身近に周知する。
- ・入館料はぜったいに必要
- ・入浴以外の場合も、入館料をとるべきと思う（現在は無料）
- ・もっと上越市内全体に良い所をPRして、利用促進に努力してもらいたい。入館者にアンケート等を行い、利用者の意見を取り入れて運営に活用してもらいたい
- ・チケットのような形で各戸に購入してもらえば、老人、成人、子供と分けて各戸一冊以上。
- ・利用したくなるようなイベント等を考えてほしい。子供達が楽しめるような、老人が楽しめるような、広い空間を生かして。お盆帰省される方に素泊まりでも出来ると…思います。
- ・土日祝日だけ営業するとか、毎日営業する必要はないのでは…？と思います。名立に住んでいても一度も利用したこともなく、営業日、営業時間もわからないので、そーゆー人もいるので、地元の人に知ってもらい、来てもらうことから考えてはどうでしょうか。割引クーポン、無料クーポンなどの配布。コロナがまだ終息していないので、手軽に貸切ができりようにする…とか。
- ・もっとPRすること
- ・カフェやスイーツがあれば若いお客さんが来るのではないかな？ヨガ、ピラティスなどのイベントや体験があったらいいのでは？